

# 石川県立ろう学校 いじめ防止基本方針

2024. 4 石川県立ろう学校 指導課

## 1 目的

「いじめ」が起きない学校を目指して、全ての教職員が「いじめ」という行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢を十分に理解し、人権感覚を磨きながら、共通理解をもって全力を挙げて取り組むための方針を掲げ、実践する。

## 2 いじめ問題への基本姿勢

いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。本人が否定しても、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

- ① いじめは「どの子どもにも起こりうる」という認識をもって、教職員・保護者ともに連携し、早期発見に努める。
- ② 「いじめは人権侵害であり人間として絶対許されない」という意識を学校全体に徹底する。
- ③ いじめが起きる個々の原因をよく検討して、子どもたちそれぞれ環境の改善に努める。
- ④ 子どもたちに、正しい障害認識や確かな学力、豊かな人間関係をつくる力を育み、いじめを起こさない、許さない子どもの集団をつくる。
- ⑤ 教職員自身の言動で、子どもたちを傷つけたり、いじめを誘発したりすることが決してないよう、日々の研鑽に努め、日常の言動に注意を払う。

## 3 未然防止

- ① 子どもや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。子どもたちと同じ目線で場を共有し、些細な言動から個々の状況や精神状態を推し量れるように感性を高める。また教職員一人ひとりの技量を高めるために教科・領域の研修や生徒指導に関わる研修会を年1回実施し、組織的対応力を高めるようにする。
- ② 互いに認め合い、支え合い助け合う仲間作りのために、主体的な活動を通して子ども自身が価値ある存在であると認め、大切に思う「自尊感情」を感じることが出来るように、クラス・部単位で心の居場所が見つかるような行事や児童会・生徒会活動においていじめが起こらない学校づくりを考えていくような取り組みを実施し、子どもたちの意識を高める。
- ③ 人権教育を充実し、学校教育活動全般を通じて、思いやりの心や命の大切さを理解する心を育てる道徳教育・体験活動・自立活動の充実を図る。
- ④ インターネットの利用に伴うトラブルや、SNSの利用によって起こる「ネットいじめ」に対して、その危険性を知る機会（研修会）を教職員・生徒対象で持ち、インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることの理解を促し、インターネットモラルの向上やコミュニケーション能力を高め、互いの気持ちを分かりあえるようなクラス・学校活動の充実を図る。

- ⑤ 育友会との連携を図り、保護者と意見交換できる場を年3回の授業参観時に設定し、学校と家庭との連携、また地域との連携を図る。

#### 4 早期発見

- ① 教職員のいじめに気づく力を高めるために、子どもの立場に立ち、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉を受け止め、子どもたちを守るという姿勢を持ちながら、行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを持つ。
- ② 日々の観察を行い、担任との生活ノートのやり取りやクラス懇談、教育相談の充実、カウンセラーの配置を行う。
- ③ クラス懇談・いじめの実態調査アンケートを年間各2回設け、生徒の実態を把握できるような機会を持つ。特にネットトラブル等は本校児童生徒のコミュニケーション能力に大きく左右される問題であり、常に児童生徒同士の繋がりを把握できるよう監視や情報収集を行う。
- ④ 常に相談しやすい環境づくりに努め、本人からの訴えには心身の安全を保証し、事実関係や気持ちを傾聴する態度を持つ。また、保護者からの訴えにおいても即座に対応できるよう日々の信頼関係を構築しておく。

#### 5 早期対応

- ① いじめを認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行い、ただちに学級担任、部主事、生徒指導担当に連絡する。  
(いじめに係る情報を抱え込み報告をしないことが、いじめ防止対策推進法23条第1項に違反する。)
- ② 初期対応班（管理職・生徒指導主事・担任等）で打ち合わせし、その後の事実確認・情報共有を行う環境をつくり関係方面（県教委等）への連絡を行う。また、いじめ問題対応チームでの会議を即時に開催し、解決に向け方策を考え、全職員へ共有する。

いじめ初期対応班	校長、教頭、部主事、生徒指導主事、学級担任
いじめ問題対応チーム	校長、教頭、部主事、生徒指導主事、各部生徒指導担当、カウンセラー、養護教諭、学級担任、担当寄宿舎指導員、外部いじめ対応アドバイザー（必要に応じて）

<いじめを受けた子どもに対して>

- ・事実確認と共に、つらい今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
- ・最後まで守ること、秘密の順守を伝える。
- ・必ず解決できるということを伝える。
- ・自信を持たせるような配慮等、自尊感情を高めるように配慮する。

<いじめを受けた子どもの保護者に対して>

- ・事実関係が分かり次第、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えるようにする。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者の現在の感情（不安感・つらさ）を受け止める。
- ・継続して家庭と連携を図りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に細心の注意を払ってもらえるよう、またどのような些細なことでも相談するように伝える。

<いじめた子どもに対して>

- ・いじめた気持ちや状況等を十分に聞き出し、子どものおかれている状況や背景についても考慮し指導する。
- ・孤立感や疎外感を与えないようにしながら、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識できるよう説諭する。

<いじめた子どもの保護者に対して>

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者の思いを伝え、より良い解決を図ろうとする学校の姿勢を伝える。
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後の指導方法について一緒に考え、助言する。

<周囲の子どもたちに対して>

- ・当事者だけの問題と考えないように、個人、クラス、部、学校全体の問題として考えられるように、傍観者の姿勢ではなく仲裁者の姿勢を促す。（全校集会・部集会等を実態に応じて活用する）
- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を、個人、クラス、部、学校全体に示す。
- ・見て見ぬふりもいじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・幼児児童生徒の実態に応じて、事例や資料をもとにいじめについて話し合い、自分自身の問題として考えられるよう意識させる。

- ③ 重大事案が発生した場合は、県教育委員会に速やかに報告し、国のいじめ防止基本方針及び重大事態ガイドラインにより適切な対応を行う。
- ④ いじめが解消したと思われる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて適切な指導を継続的に行う。いじめが解消しているとは、いじめに係る行為が少なくとも3か月は継続していることと、被害児童生徒が苦痛を感じていない状態のことである。
- ⑤ いじめの発生を例とし、再発防止・未然防止のために日常的に取り組む内容を検討し実践する。

いじめが起こった場合の組織的対応フローチャート

